

ご契約に際して

●配当金のお支払い方法

- ①年金開始日前
当社所定の利率で積立て、[増額年金]の買増し資金にあてます。
また、この積立配当金は年金開始日に一時金として受取ることが可能です。
- ②年金開始日以後
現金でお支払いする方法、または[増加年金]を買増しする方法のいずれかでお支払いします。

年金用語のご説明

- 確定年金**
年金開始日以後、年金受取期間中、被保険者が生存している間、年金をお支払いします。最後の年金受取日前に被保険者が死亡したときは、残余年金受取期間の未払年金の現価をお支払いします。
- 基本年金**
ご契約時に締結いただいた年金のことです。
- 増額年金**
年金開始日前の積立配当金で買増す年金のことです。
- 増加年金**
年金開始日以後の配当金で買増す年金のことです。
- 年金開始日**
被保険者の年齢が、年金開始年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。
- 死亡給付金**
年金開始日前に被保険者が死亡されたとき、遺族にお支払いする給付金のことです。

アクサ生命の保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

下記に記載の募集代理店では、お取扱いできる保険種類が限られております。
この保険は、「保険種類のご案内」に記載されている個人年金保険です。
「保険種類のご案内」は、最寄りのアクサ生命の営業店または本社にあります。

ご契約の際には、必ず「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ず、ご一読の上大切に保存してください。

【「ご契約のしおり・約款」記載事項の例】

- お申込みの撤回（クーリング・オフ）について
- 健康状態等の告知義務について
- 給付金などをお支払いできない場合について
- 配当金について
- 解約と払いもどし金について
- ご契約内容の変更等について
- 「生命保険契約者保護機構」について

<生命保険募集人について>

アクサ生命の募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客様とアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。

アクサ生命の募集代理店の担当者（生命保険募集人）の身分、権限等に関しまして確認をご希望の場合には、下記までお問合せください。

【生命保険募集人に関するお問合せ先】

アクサ生命 バンカシュアランス営業管理部 登録担当 TEL 0120-982-208

（お問合せ時間 月～金9:00～17:00／年末年始、祝祭日を除く）

なお、上記窓口では契約内容に関するお問合せはお受けしていません。

募集代理店からのお知らせ

個人年金保険をご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客様の他のお取引に影響を及ぼすことはありません。

個人年金保険は、アクサ生命を引受保険会社とする生命保険商品です。したがって、預金保険制度の対象ではありません。

引受保険会社
アクサ生命保険株式会社
〒150-8020
東京都渋谷区東1-2-19 TEL 03-3407-6231（代表）

取扱募集代理店

お問合せ

この商品は新規の販売を停止しています。
記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

一時払

新個人年金

個人年金保険



アクサ生命



安定した
資産形成に
おすすめです。

【特長】

1 ライフプランにあった受取方法が選択可能。

年金受取開始日前に年金の種類を変更して受け取ることができます。(5年確定年金/10年確定年金)
※年金受取開始年齢は、ご契約によって異なります。

2 豊かな老後生活の準備ができます。

不意の場合に、解約時の払い戻し金を緊急資金としてもご利用いただけます。

3 契約者貸付がご利用できます。

払い戻し金の所定の範囲内で貸付がご利用いただけます。
(契約者貸付とは保険約款に基づくものであり、銀行からの貸付ではありません。)

(ゆとりの老後にはどれだけ必要?)

あなたは大丈夫?!
セカンドライフの設計基準

老後の最低日常生活費
23.5万円

ゆとりのための上乗せ額
13.8万円

ゆとりある老後の生活費
37.3万円



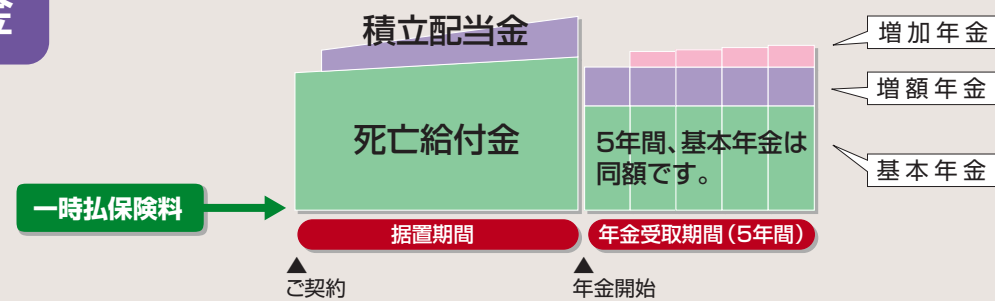
生命保険文化センター
「平成13年度 生活保障に関する調査」より

ゆとりあるセカンドライフのために
あなたの生活にあわせた安定した年金プラン。

5年確定年金〈定額型〉5年間、年金がお受け取りになれます

確定年金

年金開始日以後5年間、被保険者が生存している場合に、一定額の年金をお受け取りになれます。
年金受取期間中に被保険者が死亡されたときは残存受取期間に対する未払年金の現価をお支払いします。



●上記のプランでは据置期間中に配当金が生じた場合には当社所定の利率で積立、年金開始日に増額年金に充当し、年金開始日以後に配当金が生じた場合には、増加年金の買増しに充当します。

ご契約例

- ◆ご契約年齢：55歳
- ◆年金種類：5年確定年金〈定額型〉
- ◆年金支払期間：5年
- ◆基本年金年額：男性：2,126,600円
女性：2,128,000円
- ◆一時払保険料：1,000万円
- ◆据置期間：10年
- ◆年金受取開始年齢：65歳

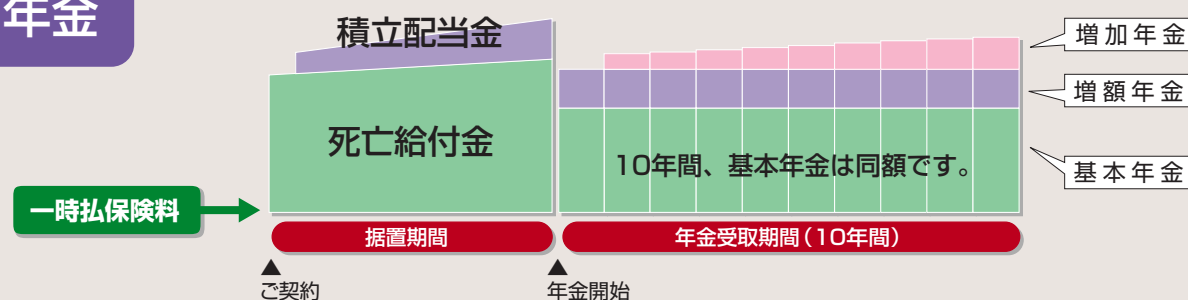
	一時払保険料	65歳解約時払い戻し金額	年金受取総額
男性	1,000万円	10,528,797円	約1,063万円
女性	1,000万円	10,535,728円	約1,064万円

※上記例の解約時の払い戻し金額および年金受取総額には、積立配当金を含んでおりません。解約された場合、以後の保障はありません。

10年確定年金〈定額型〉10年間、年金がお受け取りになれます

確定年金

年金開始日以後10年間、被保険者が生存している場合に、一定額の年金をお受け取りになれます。
年金受取期間中に被保険者が死亡されたときは残存受取期間に対する未払年金の現価をお支払いします。



●上記のプランでは据置期間中に配当金が生じた場合には当社所定の利率で積立、年金開始日に増額年金に充当し、年金開始日以後に配当金が生じた場合には、増加年金の買増しに充当します。

ご契約例

- ◆ご契約年齢：55歳
- ◆年金種類：10年確定年金〈定額型〉
- ◆年金支払期間：10年
- ◆基本年金年額：男性：1,089,700円
女性：1,090,500円
- ◆一時払保険料：1,000万円
- ◆据置期間：10年
- ◆年金受取開始年齢：65歳

	一時払保険料	65歳解約時払い戻し金額	年金受取総額
男性	1,000万円	10,528,354円	約1,089万円
女性	1,000万円	10,536,084円	約1,090万円

※上記例の解約時の払い戻し金額および年金受取総額には、積立配当金を含んでおりません。解約された場合、以後の保障はありません。

●配当金について
配当による年金部分[増額年金・増加年金]または、現金でお支払いする配当金は、毎年前年度決算により決定しますので、今後の経済情勢などにより変動します。したがって、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していませんので、将来のお支払額をお約束するものではありません。